

令和7年10月29日
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月29日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づき、中部運輸局管内各運輸支局において自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（12 営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
愛知	つくで 作手	1両×60日	岐阜	たかやま 高山	2両×30日
愛知	つぐ 津具	1両×60日	岐阜	ぐじょうはちまん 郡上八幡	2両×30日
福井	かなづ 金津	1両×60日	岐阜	いわむら 岩村	1両×127日
福井	きか 坂井	1両×76日 1両×75日	三重	きいながしま 紀伊長島	1両×68日 1両×67日
福井	かみうさか 上宇坂	1両×21日	静岡	さいごう 西郷	1両×129日
岐阜	はぎわら 萩原	4両×35日	静岡	ゆい 由比	1両×118日

3. 処 分 日

令和7年10月29日（水）

【問い合わせ先】

中部運輸局自動車交通部自動車監査官 田中、中野

TEL：052-952-8038